

令和 3 年 8 月 5 日
東 海 北 陸 厚 生 局

保険医療機関の指定の取消相当について

令和 3 年 2 月 16 日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は、令和 3 年 2 月 17 日付で保険医療機関の指定の取消として当該保険医療機関等へ通知しましたが、令和 3 年 7 月 31 日付で当該保険医療機関から「保険医療機関の廃止届」が提出されました。

このことから、当該指定の取消処分については、平成 21 年 4 月 13 日付保医発第 0413001 号厚生労働省保険局医療課長通知の「元保険医療機関等及び元保険医等の取消相当の取扱いについて」（平成 21 年 4 月 13 日保医発第 0413001 号）に基づき、下記のとおり、指定の取消相当の取扱いと改めたのでお知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

(1) 指定の取消相当となる保険医療機関

名 称	藤井病院
所 在 地	石川県金沢市古府 1 丁目 150
開 設 者	医療法人社団博洋会 理事長 藤井 博之

(2) 取消相当年月日

令和 3 年 8 月 6 日

2 監査を行うに至った経緯

平成 28 年 8 月 31 日に東海北陸厚生局石川事務所に対し、同月 30 日に適時調査を受けた藤井病院について、病棟の看護師が不足しており、勤務表、タイムカード、病棟管理日誌等を作り替えていた旨の情報提供があった。

平成 29 年 9 月 5 日、適時調査を実施し、平成 28 年 8 月 30 日に実施した適時調査の事前提出資料として提出された平成 28 年 7 月分の勤務表及び様式 9（病棟の看護要員の勤務時間等を計上した届出書類）と、看護記録等を突合したところ、複数の看護要員の氏名が相違していることや検査部等に所属している職員が、勤務表及び様式 9 では病棟勤務として記載されていることが判明した。

このことについて、当時の事務長に確認したところ、勤務表及び様式 9 の改ざんを認め、改ざん前の勤務表の提出があったことから、平成 28 年 6 月 17 日に届出された療養病棟入院料 1 及び回復期リハビリテーション病棟入院料 2 の届出

が虚偽である疑いが生じたため適時調査を中断した。

平成 30 年 2 月 22 日、個別指導の実施及び適時調査の再開を行い、先に提出された様式 9 の確認をしたが、多数の計算誤りがあったことから、再提出を指示し、個別指導及び適時調査を中断した。

適時調査の中断後に提出された様式 9 等に基づき確認したところ、平成 27 年 1 月 14 日、平成 28 年 8 月 30 日及び平成 29 年 9 月 5 日の適時調査について、病棟に勤務していない職員を病棟に勤務している看護要員として様式 9 等を作成し、適時調査を受けていたことが確認された。

また、平成 26 年度から平成 29 年度の定例報告について、事実と異なる内容で報告されていることが確認された。

さらに、平成 28 年 6 月 17 日に届出された療養病棟入院基本料 1 及び回復期リハビリテーション病棟入院料 2 の平成 28 年 7 月の様式 9 について、改ざんした勤務表の勤務計画から様式 9 を作成して届け出ていることが確認された。

以上のことから、施設基準の虚偽の届出による不正請求の疑義が濃厚となったので、個別指導及び適時調査を中止し、監査を実施した。

3 取消相当に至った主な理由

監査において判明した取消相当の理由となる主な事実は以下のとおり。

- (1) 夜勤の看護要員の配置が施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、実際の勤務実態とは異なる勤務時間等を記載した届出を行い、診療報酬を不正に請求していた。
- (2) 不正請求分に係る一部負担金を受領していた。
- (3) 月平均 1 日看護職員配置数、月平均 1 日看護補助者配置数及び 1 日平均入院患者数について事実と異なる報告を行っていた。

4 不正請求額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成 25 年 9 月から平成 30 年 8 月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求	261 名	950 件	159,072,267 円
------	-------	-------	---------------

5 再指定

原則として、指定の取消相当年月日から 5 年間は保険医療機関の再指定は行わない。